

滝 監 第 10 号
令和8年8月12日

滝 川 市 長 前 田 康 吉 様

滝川市監査委員 宮 崎 英 彰

滝川市監査委員 山 口 清 悦



令和7年度決算に係る資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された
令和7年度滝川市公営企業会計（下水道事業会計、病院事業会計）決算に係る資金不足
比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を滝川市監査基準に準拠し
て行ったので、別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和 7 年度 資金不足比率審査意見書

(下水道事業会計)

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 12 日まで

3 審査の概要

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率については、次のとおり。

単位：％

	比率名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	—	—	20.0

5 意見

下水道事業会計における令和 7 年度の決算では、資金不足の発生はなく本比率は該当しない。

令和 7 年度 資金不足比率審査意見書

(病院事業会計)

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 12 日まで

3 審査の概要

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率については、次のとおり。

単位：％

	比率名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	7.5	—	20.0

5 意見

病院事業会計における令和 7 年度の決算は、393,246 千円の資金不足となり、経営健全化計画の策定を要する基準を超えてはいないが、早期に資金不足を解消し、健全経営に努められたい。